

知事意見への反映状況

知事意見		審議会	県
1 全般的事項	事業実施前後の比較による「環境影響の程度」を踏まえた環境保全措置の要否の再説明 報告書では「環境影響の程度が著しいかの判断基準」を下回っていることや、苦情がないことをもって、環境保全措置の再検討が行われていない。 しかし、補正評価書で予測した値を大きく上回る環境基準を「環境影響の程度が著しいかの判断基準」としているものがある。 また、報告書では、事業実施前後の環境の状況を明らかにする必要があるため、事業実施前後の比較も踏まえ、環境保全措置の再検討の要否について説明すること。	○	○
2 個別事項 (1) 大気汚染	車両走行による環境影響の程度の追加説明 廃棄物運搬車両の走行による大気汚染については、「苦情がないこと」及び「環境影響の程度が著しいかの判断基準（環境基準等）を満たしている」ことから、環境保全措置の再検討は不要としている。しかし、事業実施区域内では、廃棄物運搬車両を主とした相当数の各種車両が走行しており、その環境影響の程度が明らかにされていない。 「事業実施前（評価書の結果）」を加え、事後調査結果との比較により環境影響の程度を定量的に説明すること。	○	
(2) 水質汚濁	1) 工事中の河川における浮遊物質量の環境影響の程度の再説明 最終処分場の工事中の河川における浮遊物質量について、事業実施前の値を前提とした検討がされていないため、事業実施前後の比較により、事業による影響の程度を再説明すること。	○	
	2) 地下水調査結果のより詳細な分析 地下水の事後調査において、最終処分場の下流側のモニタリング井戸では、上流側に比べ高いpH、電気伝導率、塩化物イオンが観測されている。 しかし、その原因等についての説明がないことから、事業の影響の有無も含め、高い観測値が見られた原因等について、説明すること。 また、事後調査計画では1年間のみの調査となっていたが、その後も調査が行われている（行う必要がある）ため、完了報告書以降の調査計画及び調査結果の公表方法（公表時期・頻度、公表媒体）を示すこと。	○	○
(3) 植物、生態系	保全すべき種の「環境保全措置の再検討」の見直し 保全すべき陸上植物種は全て保全されていたとして環境保全措置の再検討は必要ないとしているが、例えばアズマイチゲやギンランの確認株数には減少傾向がみられ、将来的な消失が懸念される。また、マツバランについては、移植地の管理方法次第で同様な懸念がある。 このことから、調査対象種の生態及び生育環境を踏まえ、移植後の生育状況及び今後の管理の必要性について追加で説明するとともに、必要に応じ環境保全措置（今後の管理方法を含む。）を再検討すること。 なお、今後も調査や管理を継続する場合、その結果の公表方法（公表時期・頻度、公表媒体）を示すこと。	○	

(4) 動物、生態系	1) オオタカへの影響の再説明 陸上動物に係る環境影響の程度の判断基準は「生息環境が保全されていること」とし、「年により繁殖成否があるが、繁殖への影響はほとんどないと判断されることから、（～中略～）判断基準を満足している。」としているが、判断基準を満足していることについて調査結果等の根拠に基づいた十分な説明が行われていない。 このことから、次を示したうえで事業による影響の程度を説明すること。 ①事業実施前後における生息環境（行動圏、採餌環境等）の変化 ②巣の分布の経年変化 ③改変区域と巣の位置（地形、距離）の経年変化 ④調査時点における工事の進捗（工事箇所及び工事内容） そのうえで、事業による影響（生息環境や営巣箇所、行動圏の変化等）を踏まえ、保全対象としたオオタカペアの行動圏のより南側の追加調査（別のオオタカの縄張りか否か）や追加の環境保全措置を検討したうえで、当該オオタカペアが今後も継続して繁殖できるかどうかを説明し、必要により追加の環境保全措置を講じること。	○	
	2) ミゾゴイへの影響の再説明 陸上動物に係る環境影響の程度の判断基準は「生息環境が保全されていること」とし、「年により繁殖成否があるが、繁殖への影響はほとんどないと判断されることから、（～中略～）判断基準を満足している。」としているが、判断基準を満足していることについて調査結果等の根拠に基づいた十分な説明が行われていない。 このことから、次を示したうえで事業による影響の程度を説明すること。 ①事業実施前後における生息環境（行動圏、採餌環境等）の変化 ②雛の数や巣の位置の経年変化 ③季節や確認時刻、地形などを踏まえたソングポストの確認位置の経年変化 ④調査時点における工事の進捗（工事箇所及び工事内容） そのうえで、事業による影響（生息環境や営巣箇所、行動圏の変化等）を踏まえ、追加の環境保全措置を検討すること。	○	
	3) オオムラサキの定着に係る追加説明等 オオムラサキについて、環境保全措置の効果により保全されているとしているが、根拠としている事後調査における成虫の確認数は年1個体程度であり、確認された位置も環境保全措置として植栽したエノキから離れた場所である。 このことから、確認された際のオオムラサキの行動や、確認された位置の周辺環境などといった情報を踏まえ、オオムラサキの定着の有無及び環境保全措置の効果についてより丁寧に説明すること。	○	○

(5) 生態系	1) 事業実施前と同様の評価方法による環境保全措置の効果の検証 報告書では、環境の状況の変化や環境保全措置の効果を示す必要があり、補正評価書では、H S I モデルを活用して環境保全措置の効果の予測及び評価を行っているため、報告書でも同様の方法により環境影響の程度や環境保全措置の効果을明らかにすること。	○	
	2) ビオトープの効果の明示と追加の環境保全措置の検討 ビオトープについて、専門家の助言を踏まえ指標種を定め、その指標種の確認種数のみで、「環境影響の程度」や「環境保全措置の再検討の要否」を判断しているが、種数のみではビオトープの効果を十分に説明することはできない。 よって、ビオトープの効果について、ビオトープが事業実施前とは異なる環境であることを念頭に、次を示したうえでその効果を説明（成否を判断）すること。 ①指標種の詳細な選定理由（選定の妥当性） ②植栽の位置等を含む整備後のビオトープの詳細な構造 ③事業実施前後における指標種の種数・量（個体数）・植生の比較 ④定量的な成功基準及びその設定根拠	○	
	3) 今後のビオトープ管理計画の策定 ビオトープ内の樹木はまだ十分に生育しておらず、また、土砂の流入や、河川の氾濫にさらされやすい場所に設置されているため、ビオトープの効果を維持・向上させるため、引き続き管理が必要である。 このことから、次の点に留意した管理計画を策定すること。 ①管理目的（目指すべき姿）の明確化 ②植生移行帯（例えば次を主としたもの）の形成 ・上流側ビオトープ：ミゾソバ群落（湿性草本群落） ・下流側ビオトープ：タチヤナギを主とするヤナギ群落 ③土砂による埋没や河川の氾濫が生じた際の対応 ④モニタリングとその結果に基づく管理計画の見直し また、今後の管理の中で植樹を行う場合は、競争特性も考慮した樹種の選定及び配置を行うこと。	○	
	4) カエル類への環境保全措置の効果の再確認 カエル類について、カエル及び幼生の確認数が報告されているが、報告書の結果のみでは、ビオトープにて繁殖しているのか、周辺から移動してきているのかは判断できない。 よって、ビオトープの効果については、さらなる継続調査及び周辺調査の結果を踏まえ、明らかにすること。	○	

(6) 景観	周辺景観との調和に係る再評価 ごみ処理施設の塗り分け・色相・明度・彩度の検討内容及び決定経緯などを示したうえで、評価書と異なる結果となった原因について説明すること。 加えて、現状の環境影響の程度を再評価するとともに再発防止策及び今後の改善策（施設の塗り替えの際には色彩等の変更など）を検討すること。	○	
(7) その他	本知事意見に対する今後の対応 本知事意見に対する事業者の見解については、速やかに県に報告したうえで事業者のホームページその他で公表すること。その際、完了報告書作成以降に行う、事後調査や環境保全措置の計画についても、結果の公表の時期・頻度、方法等を含め報告・公表すること。 また、知事意見を踏まえ実施した再評価や環境保全措置の見直しなどの検討内容及び結果についてもその都度速やかに報告・公表すること。 なお、希少種に関する位置情報等希少種の保護に必要な情報は非公開としつつも、公開情報のみでも報告概要がわかるような情報公開を行うこと。	○	○